

後見センターレポート vol.8 (平成27年5月)



コ-くん

毎年の提出書面が変わりました。

後見サイトの「後見センターからの重要なお知らせ」に記載したとおり、後見人等（後見人、保佐人、補助人）が年1回の報告の際に提出する「後見等事務報告書」と「財産目録」の様式が変更されるとともに、これまで提出が必要だった「収支状況報告書」の提出が原則として不要となりました（必要に応じて追加で提出していただくこともあります。）。

「後見等事務報告書」と「財産目録」の新しい様式や記載例は、後見センター窓口で受け取れるほか、後見サイトの「後見人等のための書式集」からダウンロードすることができますが、新しい様式では、特に、財産状況につき前回の報告から変化があったかどうか、あったとすればどのように変化したのかを明確に報告していただくこととなります。記載例をよく読み、正確に記載するようにしてください。

なお、他庁（立川支部も含む。）に提出する書面については、その庁に確認してください。

毎年の報告を忘れないようにしてください。

前項のとおり、後見人等には裁判所に対して財産状況等を年1回報告するよう求めています。既に後見人職務説明会で説明し、又は書面でお知らせしたとおり、後見人等には、報告期限までに、自主的に財産状況等を報告していただくことになっています。報告期限前に裁判所が書面で報告を促したり、報告期限をお知らせしたりすることはありません。後見人等が報告を忘れてしまうこともあります。そのような場合でも、裁判所は後見人等が報告を怠っているものと判断し、調査人を選任して調査を行ったり、監督人を選任したりすることがあります（その場合の費用は、ご本人（被後見人、被保佐人、被補助人）の資産から支出されることとなります。）。そのようなことがないように、後見人等は常に報告期限を意識するようにしてください。また、報告期限を忘れてしまった場合は、決してそのままにせず、必ず裁判所にお問い合わせください。

ご本人がお亡くなりになったとき

ご本人がお亡くなりになったときは、法務局への届出とは別に、裁判所にも、お亡くなりになった事実が分かる書面（死亡診断書の写しやご本人の死亡の記載がある戸籍謄本）を提出していただく必要があります。また、後見人等がご本人の相続人ではない場合は、後見人等が管理していたご本人の財産を相続人に引き継いだ上で、その旨の引継書を裁判所に提出していただく必要があります（引継の方法等については、ご本人がお亡くなりになった旨の届出を受けた後に、裁判所から後見人等に連絡します。）。ご本人がお亡くなりになった旨の届出をしないうちに裁判所への年1回の報告期限が徒過してしまった場合も、裁判所は後見人等が報告を怠っているものと判断し、調査人を選任するなどの手続をとることがありますので、速やかな届出をお願いします。